

八王子市障害者(児)施設整備審査基準表

○ 施設整備にあたり、該当のサービス種別で定めている基準に適合しているかどうか、確認してください。適合している場合には「適」に、

そうでない場合は「否」に○印を付けて下さい。

○ 「否」の場合、その理由及び見込みについて本紙(余白部分)に記入すること。

□ 障害福祉サービス事業の設備審査基準	
事業名	生活介護　自立訓練(機能訓練)　自立訓練(生活訓練(宿泊型以外)) 就労移行支援　就労継続支援(A型)　就労継続支援(B型)
【1つの事業のみ実施する場合】	
規格	1. 定員は、20名以上であるか。 2. 就労継続支援(A型)の場合、定員は10名以上であるか。
【多機能型の場合】	
	1. 各事業の利用定員は、6名以上であるか。 2. 就労継続支援(A型・B型)の場合、定員は10名以上であるか。
敷地	1. 建築基準法等の関係法令に適合しているか。
建物構造	1. 建築基準法上第2条第9号の2に規定する耐火建築物及び同条第9号の3に規定する準耐火建築物であるか。 2. 構造及び設備は利用者の特性に応じて工夫されているか。 3. 日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されているか。
訓練・作業室	1. 訓練・作業室が設けられているか。 2. 訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。 3. 訓練又は作業に必要な機械器具等が備えられているか。
相談室	1. 相談室が設けられているか。 2. 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等の措置が講じられているか。
洗面所	1. 洗面所が設けられているか。 2. 利用者の特性に応じたものであるか。
便所	1. 便所が設けられているか。 2. 利用者の特性に応じたものであるか。
多目的室他	1. 多目的室その他の運営上必要な設備が設けられているか。 (※利用者の支援に支障がない場合は相談室との兼用可)

□ 障害福祉サービス事業の設備審査基準	
事業名	自立訓練(生活訓練(宿泊型))
【1つの事業のみ実施する場合】	
規格	1. 定員は、20名以上であるか。 2. 生活訓練(宿泊型以外)と併せて行う場合、定員は、宿泊型10名以上、宿泊型以外20名以上であるか。
【多機能型の場合】	
	1. 各事業の利用定員は、6名以上であるか。 2. 生活訓練(宿泊型以外)と併せて行う場合、定員は、宿泊型10名以上、宿泊型以外6名以上であるか。
敷地	1. 建築基準法等の関係法令に適合しているか。
建物構造	1. 建築基準法上第2条第9号の2に規定する耐火建築物及び同条第9号の3に規定する準耐火建築物であるか。 2. 構造及び設備は利用者の特性に応じて工夫されているか。 3. 日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されているか。
訓練・作業室	1. 訓練・作業室が設けられているか。 2. 訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。 3. 訓練又は作業に必要な機械器具等が備えられているか。
相談室	1. 相談室が設けられているか。 2. 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等の措置が講じられているか。
洗面所	1. 洗面所が設けられているか。 2. 利用者の特性に応じたものであるか。
便所	1. 便所が設けられているか。 2. 利用者の特性に応じたものであるか。
多目的室他	1. 多目的室その他の運営上必要な設備が設けられているか。(※利用者の支援に支障がない場合は相談室との兼用可)
居室	1. 1名あたり床面積は7.43m ² 以上確保されているか。(収納設備等を除く) 2. 定員は1室1名か。(個室であるか。)
浴室	1. 浴室が設けられているか。 2. 利用者の特性に応じたものであるか。

八王子市障害者(児)施設整備審査基準表

○ 施設整備にあたり、該当のサービス種別で定めている基準に適合しているかどうか、確認してください。適合している場合には「適」に、そうでない場合は「否」に○印を付けて下さい。

○ 「否」の場合、その理由及び見込みについて本紙(余白部分)に記入すること。

該当事業	グループホーム(共同生活援助)		「否」の場合、「適」と確認された日付を記入
利 用 者	◎就労し又は就労継続支援等の中活動を利用している身体障害者・知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な者		
サービス内容	◎家事等の日常生活上の支援を提供		
設備基準	設置場所	◎住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域であるか	適・否
		◎入所施設及び病院の敷地内にあってはならない	適・否
	最低定員	◎4名以上	適・否
	1住居あたりの定員	◎新規建物の場合 2~10人まで	適・否
		◎既存建物を活用する場合 2~20人まで	適・否
	生活単位(ユニット)の定員	◎2人以上10人以下	適・否
	居室の定員	◎1名(必要と認められた場合2名も可)	適・否
		◎面積は7.43m ² (収納設備を除く)以上	適・否
	その他	◎居室の他、日常生活を営む上で必要な設備をユニットごとに設けているか (食堂、居間、台所、便所、洗面設備、浴室、等)	適・否

八王子市障害者(児)施設整備審査基準表

○ 施設整備にあたり、該当のサービス種別で定めている基準に適合しているかどうか、確認してください。適合している場合には「適」に、そうでない場合は「否」に○印を付けて下さい。

○ 「否」の場合、その理由及び見込みについて本紙(余白部分)に記入すること。

該当事業		短期入所(単独型事業所)		「否」の場合、「適」と確認された日付を記入
利 用 者		◎居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする者 ◎障害支援区分が区分1以上である者		
サービス内容		◎入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援		
設備基準	居室の定員	◎4人以下	適・否	
	居室	◎地階に設けてはならない	適・否	
		◎利用者1人あたりの床面積は8m ² (収納設備を除く)以上	適・否	
		◎寝台又はこれに代わる設備を設けること	適・否	
		◎ブザー又はこれに代わる設備を設けること	適・否	
	食堂	◎食事の提供に支障がない広さを有すること	適・否	
		◎必要な備品を備えること	適・否	
	浴室	◎居室のある階ごとに設けること	適・否	
		◎利用者の特性に応じたものであること	適・否	
	洗面所、便所	◎居室のある階ごとに設けること	適・否	
		◎利用者の特性に応じたものであること	適・否	

該当事業		短期入所(併設事業所)		「否」の場合、「適」と確認された日付を記入
利 用 者		◎居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする者 ◎障害支援区分が区分1以上である者		
サービス内容		◎入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援		
設備基準	居室	◎併設事業所又は指定障害者支援施設等の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いること		適・否
	その他	◎併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備(居室を除く)を指定短期入所事業の用に供することができる		適・否

該当事業		短期入所(空床利用型事業所)		「否」の場合、「適」と確認された日付を記入
利 用 者		◎居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする者 ◎障害支援区分が区分1以上である者		
サービス内容		◎入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援		
設備基準	居室	◎併設事業所又は指定障害者支援施設等の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いること		適・否
	その他	◎指定障害者支援施設等として必要とされる設備を有することで足りる		適・否